

令和 8 年

第 4 回 五城目町農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 2 7 日

五城目町農業委員会

1. 開会日時 令和8年4月27日(月) 午後 3時00分
2. 閉会日時 令和8年4月27日(月) 午後 4時00分
3. 会議の場所 五城目町役場 4階 会議室

4. 応招(出席)委員は、次のとおりである。

農業委員

3番	草 皆 義 彦	4番	舘 岡 晃
5番	伊 藤 春 美	6番	金 子 成 敏
7番	伊 藤 信 子	8番	舘 岡 恵
11番	竹 内 治 子	12番	浅 野 正
13番	伊 藤 さくら		

農地利用最適化推進委員

1番	伊 藤 定 広	2番	澤田石 正 廣
3番	石 井 久 孝	4番	本 間 敬 悦
6番	小船屋 茂		

5. 不応招(欠席)委員は、次のとおりである。

農業委員

1番	佐 藤 正 一	2番	猿 田 実
9番	佐 川 誠		

6. 会議書記は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	柴 田 浩 之
農業委員会事務局員	畠 山 健 志

7. 付議事項

- ・議案第１０５号

職員の任免について

- ・議案第１０６号～１２９号

農地法第３条の規定による農地使用収益権設定許可申請に対し意見を求める件
（２９件）

- ・議案第１３０号～１３３号

農地法第３条の規定による農地所有権移転許可申請に対し意見を求める件
（４件）

- ・議案第１３４号～１５１号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第４項の規定による農用地利用
集積計画に対し意見を求める件（１８件）

８．議事

畠山事務局員

定刻となりましたので、ただいまより令和８年第４回農業委員会総会を開催します。皆様農作業でお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、会長より議事進行をよろしくお願いいたします。

舘岡会長

出席委員は現在９名で会議は成立しました。

議事録署名委員は、こちらから指名させていただきます。３番草皆委員、５番伊藤委員よろしくお願いいたします。それでは、議案第１０５号 職員の任免について とありますので、辞令交付に移ります。

※議長より辞令交付

舘岡会長

続いて議案第１０６号～１２９号 「農地法３条の規定による農地使用収益権設定許可申請に対し意見を求める件」について一括上程します。

※担当地区委員により説明

金子会長職務代理者

議案第１０６号について、耕作者が潟上市の〇〇さんとなっているが、事務局ではどのように把握しているか。

畠山事務局員

町外の方ですが、既に五城目町内、小池・浦横で耕作実績のある方です。

舘岡会長

１２０号の「６０ｋｇあたり概算金」という記載は。

畠山事務局員

当事者間の条件の交渉の中で、所有者側からその時の農協の概算金額で契約することとなり、提出されたものです。

金子会長職務代理者

正確には「概算金価格」となるものかと思います。

舘岡会長

審議は終わりましたが、議案第１０６号から１２９号について、申請のとおり可決してよろしいですか。

※異議なし

舘岡会長

議案第１０６号から１２９号について、申請のとおり可決します。

舘岡会長

次に議案第130号～133号「農地法第3条の規定による農地所有権移転許可申請に対し意見を求める件」4件を一括上程します。

※担当地区委員により説明

舘岡会長

131号から132号については担当委員が不在のため、事務局から説明をお願いします。

畠山事務局員

131号から132号については、譲受人が耕作している農地に隣接している農地を引き受けるための売買と聞いています。

舘岡会長

133号についても説明がありますか。

畠山事務局員

133号については、前回の第1回臨時総会において上程したのですが、事務局において、書類確認不備があったことから、再申請していただいたものです。

舘岡会長

審議は終わりましたが、議案第130号～133号について、申請のとおり可決してよろしいですか。

※異議なし

舘岡会長

議案第130号から133号について、申請のとおり可決します。

舘岡会長

続いて、議案第134号～151号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第4項の規定による農用地利用集積計画に対し意見を求める件」について一括上程します。事務局から説明をお願いします。

議案数が多いため事務局でリストにしたのかもしれないが、担当委員が記載されておらずわかりにくい。

畠山事務局員

申し訳ありません。

舘岡会長

議案第147号の〇〇、という人がわからない。

畠山事務局員

八郎潟、夜叉袋の方です。

金子会長職務代理

〇〇という人も八郎潟の人ですか。

畠山事務局員

同じく八郎潟の方で、川崎の方です。

金子会長職務代理

今まで〇〇さんが耕作していたところか。

佐川さんの関係ではないということか。

畠山事務局員

確認して参ります。

(一時退室)

柴田事務局長

ご質問について、係長が確認しておりますので、少々お待ちください。

(畠山事務局員 入室)

畠山事務局員

佐川さんとは無関係の〇〇さんの自作地でした。

それを今回、新たに中間管理の届出が出たものです。

舘岡会長

審議は終わりましたが、議案第134号～151号について、申請のとおり可決してよろしいですか。

※異議なし

舘岡会長

以上をもって本日付議された議案の審議を終了します。

次に事務局から報告・協議案件について説明してください。

畠山事務局員

報告案件については、例月どおり、先月中の合意解約についてリスト化したものを配布させて頂いております。

協議案件については2件です。一つは「令和8年度県選出国會議員要請集会における要請事項の検討について」、もう一つは「令和9年度農林関係税制改正の要望事項の提出について」、いずれも農業委員会として組織決定した回答を求められているものです。昨年はいずれも要望なしで回答しているものですが、総会において検討・協議のうえ回答をお願いしたいと思います。

舘岡会長

意見等ありますか。

竹内委員

期日が定められていて、基礎となるデータをしっかり出さないといけないものであるなら、もっと事前に、2カ月前とかから通知があれば中山間地域の農業者と会って話す、みたいなこともできたのかな、と思う。

金子会長職務代理

国会議員に出す要望ということで、具体的な内容に突っ込んだ内容になっていないが、資料の2番の「農村を担う者の確保」について、昔は兼業農家が圧倒的に多かった。兼業農家が手放した農地を専業農家が吸い上げ、大規模農家になっていった経緯がある。兼業農家をやめるべきかという話ではなく、兼業農家がいるからこそ農地が守られている部分もある。そうした事情を含めて支援策について、農業委員会としてこうして意見を出す機会があるのであれば、意見を出すべきではないか。

舘岡会長

書かれている内容には問題がない。今回については要望なしでよろしいでしょうか。

※異議なし

舘岡会長

続いて、農林関係税制について。期限が5月29日まで回答ということですので、次回までに考えてくる、ということとしますか。

金子会長職務代理

資料が文字の羅列ばかりでわかりにくい。

農林関係税制とあるが、農林関係のものだけだろうか。

我々にも理解しやすい書類を提示してほしい。

浅野委員

農林関係の税制優遇については、わかりやすく説明してほしい。

舘岡会長

現状で、要望書として成立する文言で要望を出せるものでしょうか。

舘岡恵委員

税金を安くしてとか、補助をくれとか要望だけであればなんとでも書けるが、様式に沿って書くとなれば、無理があると思います。

舘岡会長

次回までに各委員で要望について考えてくることとし、継続案件とします。

次回の総会は5月27日（水）午後3時から開催します。

※終了